

芝樋ノ爪蹴球少年団 遠征旅費に関する規定（案）

第1条（目的）

本規定は、遠征にかかる費用負担を明確にし、保護者・指導者間の公平性を保つことを目的とする。

第2条（旅費の対象）

遠征旅費には次の費用を含む。

1. 交通費（バス代・電車代・高速代・ガソリン代等）
 2. 宿泊費
 3. 食事代
 4. 大会参加費・施設使用料
 5. 駐車場代・備品運搬費
 6. 共通消耗品（水・救急用品など）
-

第3条（費用負担の原則）

1. 遠征費は **参加選手で均等負担** を原則とする。
 2. 兄弟で参加する場合も原則個別負担とする。
 3. 指導者分の交通費・宿泊費は団運営費または参加者で分担する。
-

第4条（指導者の旅費負担）

1. 遠征に帯同する指導者の交通費・宿泊費・大会帯同に必要な費用については、指導者個人の負担はなしとする。
 2. 前項の費用は、以下の方法により負担する。
 - 団費から支出
 - 参加者で均等割り※遠征ごとに事前案内する。
 3. 指導者はボランティアとして選手の安全管理および指導を目的に帯同するため、個人的な利益を目的とした参加ではないことを原則とする。
 4. 指導者の個人的支出（個人購入物、私的飲食、個人的移動費等）は無料対象外とし、各自負担とする。
-

第5条（保護者引率の扱い）

1. 各学年につき1～3名。
※学年で1～3名引率出来ない場合、コーチと相談の上、他学年から引率者を増やしてよい。

2. 引率者の選出にあたっては、安全かつ円滑な移動手段の確保を最優先とし、次の優先順位に基づき決定する。
 - **第一優先（車両提供が可能な者）**
自家用車等の車両提供が可能であり、かつ運転ができる者を最優先で選出する。
 - **第二優先（運転が可能な者）**
車両提供がない場合でも、レンタカーの運転や交代運転要員として対応可能な者を次順位として選出する。
3. 団から一部補助引率者の旅費負担は以下を採用する。
 - 一部実費
 - 参加者で均等割り
 - 団から一部補助

第6条（保護者送迎時の扱い）

1. 保護者車両を使用した場合、以下を採用する。
 - 参加者で均等割り
2. 高速道路料金・駐車料金は実費精算とする。

第7条（徴収方法）

1. 原則として **事前徴収** とする。
2. 余剰金が出た場合は返金、または団費へ繰入（事前決定）。

第8条（キャンセル時）

1. 申込後のキャンセルは実費負担とする。
2. 宿泊・交通キャンセル料が発生した場合は参加予定者が負担する。

第9条（会計報告）

1. 遠征終了後、収支報告を保護者へ共有する。
2. 領収書は会計担当が管理する。

第10条（免除・補助）

1. 団の判断により以下を認める場合がある。
 - 団費からの一部補助
 - 特別事情による分割支払い
 2. 個別事情は外部へ公開しない。
-

第 11 条（本制度の目的）

本制度は指導者への優遇を目的とするものではなく、遠征時における選手の安全確保および安定した指導体制を維持することを目的としています。

芝樋ノ爪蹴球少年団